

指定・登録等機関

<p>技能講習関係 (登録教習機関)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年、労働安全衛生法に基づく指定教習機関として、三重労働局長から指定を受ける。 ・平成 16 年 3 月 31 日、労働安全衛生関係法令の改正により、技能講習の「指定教習機関」制度から「登録機関」制度へ移行し、三重労働局長登録教習機関となる。 ・令和 6 年 3 月、登録更新申請を行い、登録更新通知(有効期間:令和 6 年 3 月 31 日～令和 11 年 3 月 30 日)を受ける。
<p>安全衛生推進者、衛生推進者関係 (登録教習機関)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生関係法令の改正により、平成 22 年 2 月 12 日、三重労働局長から登録通知を受け、「登録安全衛生推進者等養成講習機関」、「衛生推進者養成講習」を開始する。 ・令和 7 年 2 月、登録更新申請を行い、登録更新通知(有効期間:令和 7 年 2 月 12 日～令和 12 年 2 月 11 日)を受ける。
<p>安全管理者関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年、労働安全衛生関係法令の改正により、「安全管理者選任時研修」を開始する。
<p>建築物石綿含有建材調査者関係 (登録教習機関)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 5 月、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程により、「建築物石綿含有建材調査者講習」を開始する。 (有効期間:令和 8 年 5 月 28 日～令和 13 年 5 月 27 日) ・令和 7 年 5 月、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程により、「工作物石綿事前調査者講習」を開始する。 (有効期間:令和 7 年 5 月 12 日～令和 12 年 5 月 11 日)